

半田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世 孝宏

## 半田市条例第十八号

半田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、半田市議会議員（以下「議員」という。）が半田市議会（以下「市議会」という。）の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、半田市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市条例第十八号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。
- ア 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法律」という。）第百二条に規定する市議会定例会及び臨時会の本会議
- イ 半田市議会委員会条例（平成二年半田市条例第三十三号）に基づき設置された委員会の会議
- ウ 半田市議会議員の政治倫理に関する条例（平成十五年半田市条例第四十号）第五条に規定する政治倫理審査会
- エ 半田市議会会議規則（昭和四十三年半田市議会規則第一号。以下「規則」という。）第百五十八条に規定する会議
- オ 半田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成二十八年半田市議会規則第一号）第五条に規定する政務活動費管理委員会
- カ 法律第百条第十三項に規定する議員の派遣
- キ 規則第九十八条に規定する委員の派遣
- ク 議会運営委員会において、出席することが決められた会議等

二 長期欠席期間 議員が療養、自己都合その他の理由により、九十日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合の期間をいう。ただし、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間は除く。

（長期欠席に係る届出）

第三条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届により、半田市議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならぬ。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の代理人が届け出ることができる。

2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届により議長に届け出なければならない。

3 議員は、前二項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添えるものとする。

（議員報酬の減額）

第四条 議員が長期欠席をすることとなったときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第一項の規定による長期欠席となった日から、同条第二項の規定による復帰する前日までの期間（以下「長期欠席の期間」という。）に応じて、次の表の下欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
九十日を超え百八十日以下の期間	百分の五十
百八十日を超える期間	百分の百

2 議長は次の各号に掲げる場合と認めるときは、議会運営委員会に諮り、長期欠席の期間を変更することができる。

一 前条第一項及び第二項の規定による届出が断続的であった場合

二 その他、前号に類すると認められる欠席があった場合

3 前二項の規定により、議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が九十日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月) から長期欠席の期間の末日までとする。この期間内において、議員資格を失い、減額開始月に受ける議員報酬がないときは、第一項の規定は適用しない。

4 前三項の規定により、議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第五条 六月一日及び十二月一日(以下これらの日を「基準日」という。)の前六箇月以内の期間において減額される月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例の規定により、支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じ、前条第一項の表の下欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前六箇月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算する。

(議員報酬の支給停止)

第六条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から、その処分が解かれた日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により、議員報酬の支給を停止する場合において、当該逮捕等期間の末日が属する月の現日数を基礎として、日割りにより停止すべき議員報酬の額を計算する。

(期末手当の支給停止)

第七条 議員が基準日の前六箇月以内の期間において、前条第一項の規定により議員報酬の支給を停止され(当該基準日の前六箇月以内の期間において同項に規定する身体を拘束される処分を受け、当該基準日の前六箇月以内の期間において引き続き議員報酬の支給を停止されていた場合を含む。)、かつ、基準日において継続しているとき、又は保釈により当該支給の停止が解除されている場合であって、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第八条 第六条第一項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当(以下「報酬及び期末手当」という。)は、当該刑事事件について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、次の各項に定める方法により算出した額を支給する。その該当することとなった日において、議員の職を離れている者についても、同様とする。なお、次の各号のいずれにも該当しない場合は、報酬及び期末手当を支給しない。

- 一 無罪判決が確定したとき
- 二 不起訴処分となったとき(ただし、罪とならずまたは嫌疑なしを理由とする場合に限る)

2 前項の規定により支給する議員報酬は、第六条第一項の規定により支給停止されていた議員報酬に、逮捕等期間の初日から末日までの期間に応じて、次の表の下欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

逮捕等期間	減額割合
九十日以下の期間	百分の0
九十日を超え百八日以下の期間	百分の五十
百八十日を超える期間	百分の百

3 前項の規定により、議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

4 第一項の規定により支給する期末手当は、基準日の前六箇月以内の期間において減額される月があるときの期末手当の額は、前条の規定により支給停止されていた期末手当の額に、逮捕等期間に応じて、第二項の表の下欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

5 前項の減額割合において、基準日の前六箇月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当の額は、減額割合が高い方を適用して計算する。

(改選後における期末手当に係る効力)

第九条 任期満了その他の事由により、議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者（第七条の規定が適用される者に限る。）に対して、新たに支給される期末手当については、この条例の規定は適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。